

※単価は出来高

コード表	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目			
A6 1113	通所型独自サービス 2 1	事業対象者・要支援1。1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合		436単位
A6 8003		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		305単位
A6 9003		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		305単位
A6 1123	通所型独自サービス 2 2	事業対象者・要支援2。1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合 ※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分給限度額適用者		447単位
A6 8013		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		313単位
A6 9013		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		313単位
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	事業対象者・要支援 1	4単位減算	▲4単位
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2	事業対象者・要支援 2	4単位減算	▲4単位
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 1	事業対象者・要支援 1	4単位減算	▲4単位
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 2	事業対象者・要支援 2	4単位減算	▲4単位
A6 8112	中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算		
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算 3	1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	▲94単位
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	(片道につき) 47単位減算 ※1月につき752単位の範囲内で減算	▲47単位
A6 5010	生活機能向上グループ活動加算	100単位 (1月) ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする		100単位
A6 6109	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算 (1月)		240単位
A6 6116	栄養アセスメント加算	50単位 (1月)		50単位
A6 5003	栄養改善加算	200単位 (1月)		200単位
A6 5004	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150単位 (1月)	150単位
A6 5011		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160単位 (1月)	160単位
A6 6310	一體的サービス提供加算		480単位 (1月)	480単位
A6 6011	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	①事業対象者・要支援 1 ②事業対象者・要支援 2	88単位 (1月) 176単位 (1月)
A6 6012		(2) サービス提供体制強化加算 (II)	①事業対象者・要支援 1 ②事業対象者・要支援 2	72単位 (1月) 144単位 (1月)
A6 6107		(3) サービス提供体制強化加算 (III)	①事業対象者・要支援 1 ②事業対象者・要支援 2	24単位 (1月) 48単位 (1月)
A6 6108		(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1月につき 100単位 (3月に1回を限度)	100単位 (1月)
A6 6103		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	1月につき 200単位を加算	200単位 (1月)
A6 6104		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	※6月に1回を限度とする	20単位 (1回につき)
A6 4001	生活機能向上連携加算	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	※6月に1回を限度とする	5単位 (1回につき)
A6 4002				
A6 6200	口腔・栄養スクリーニング加算	40単位 (1月につき)		40単位
A6 6201				
A6 6311	科学的介護推進体制加算			
A6 6100	介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 92 /1000 加算	
A6 6110		(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 90 /1000 加算	
A6 6111		(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 80 /1000 加算	
A6 6380		(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 64 /1000 加算	
A6 6381		(5) 介護職員等処遇改善加算 (V)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 所定単位数の 81 /1000 加算 (二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) 所定単位数の 76 /1000 加算 (三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 所定単位数の 79 /1000 加算 (四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 所定単位数の 74 /1000 加算 (五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 所定単位数の 65 /1000 加算 (六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 所定単位数の 63 /1000 加算	
A6 6382				
A6 6383				
A6 6384				
A6 6385				
A6 6386				

1回につき

1月につき

1回につき

1月につき

コード表		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	
種類	項目				
A6	6387	介護職員等 待遇改善加算	(5) 介護職員等待遇改善加算 (V)	(七) 介護職員等待遇改善加算 (V) (7) 所定単位数の 56 /1000 加算	1月につき
A6	6388		(八) 介護職員等待遇改善加算 (V) (8) 所定単位数の 69 /1000 加算		
A6	6389		(九) 介護職員等待遇改善加算 (V) (9) 所定単位数の 54 /1000 加算		
A6	6390		(十) 介護職員等待遇改善加算 (V) (10) 所定単位数の 45 /1000 加算		
A6	6391		(十一) 介護職員等待遇改善加算 (V) (11) 所定単位数の 53 /1000 加算		
A6	6392		(十二) 介護職員等待遇改善加算 (V) (12) 所定単位数の 43 /1000 加算		
A6	6393		(十三) 介護職員等待遇改善加算 (V) (13) 所定単位数の 44 /1000 加算		
A6	6394		(十四) 介護職員等待遇改善加算 (V) (14) 所定単位数の 33 /1000 加算		
注 「事業所と同一建物に共住する者又は同一建物から利用する通所型サービスを利用する場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供強化体制加算」、「介護職員待遇改善加算」及び「介護職員等特定待遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

令和6年5月末で廃止または終了するサービスコード

コード表		サービス内容略称
種類	項目	
A6	6118	介護職員等特定待遇改善加算 (I)
A6	6119	介護職員等特定待遇改善加算 (II)
A6	6114	介護職員等ベースアップ等支援加算